商品概要説明書
わかばカーライフプラン

２０２５年４月１０日現在

ご利用いただける方(借入条件)	次の条件を満たしている個人を対象といたします。 ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年令が満 20 歳以上の個人の方 ・安定した収入のある方(就職内定者特例をご利用の方を除く) ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・申込時に、申込人本人における ①給与振込　②公共料金(電気・電話・水道・ガス(プロパンガスを含む)・ＮＨＫ)３種目以上(クレジット決済も可)　③カードローン「おてがる」　④しんきんカードのうち、２項目以上のお取引のある方 なお、②、③、④のお取引については、新規のご契約も可 (就職内定者特例) 学生等の就職内定者は、安定継続した収入がないことから、本来、カーライフプランをご利用いただけませんが、就職先が内定していて、以下の条件をすべて満たす方に限りご利用いただけます。 ・申込時および実行時年令が満 20 歳以上 30 歳未満の個人の方 ・就職内定先が発行する内定を証明する書類を徴求できる方 ・ご融資金額が 200 万円以内である方 ※インターネット申込受付システム（ネットシステム）からお申込みはできません。
お使いみち	・申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する道路交通法上認められている自家用乗用車、オートバイ(原動機付自転車含む）、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)　②車検・修理費用 ③パーツオプションの購入・取付費用　④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用　⑥車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧申込人が①から⑦を使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ただし、次のいずれかに該当するものは対象となりません。 ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業先 ・支払済資金
ご利用限度額	・１万円以上 1,000 万円以内(１万円単位) (就職内定者特例をご利用の方)１万円以上 200 万円以内(１万円単位)
ご利用期間	・固定金利型 ６ヵ月以上５年以内(１ヵ月単位) ・変動金利型 ６ヵ月以上１５年以内(１ヵ月単位)
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。 ・固定金利型、変動金利型をご選択いただけますが、ご利用期間が５年を超える場合は、変動金利型となります。

稚内信用金庫

商品概要説明書
わかばカーライフプラン

２０２５年４月１０日現在

ご融資利率	≪変動金利型における金利変動の基準と頻度≫ 借入後の利率は、ご利用期間が５年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、5年超 10 年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、また 10 年を超える場合は当金庫超長期最優遇貸出金利の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。 変更後の新利率は、ご利用期間が５年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、5 年超 10 年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、また 10 年を超える場合は当金庫超長期最優遇貸出金利のそれぞれの改定日から１ヵ月後の応当日を経過し、最初に到来する約定返済日の翌日以降に適用させていただきます。
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済（６ヵ月以内または就職内定者特例をご利用の方は就職月の翌々月まで元金返済据置可） ※融資金額の 50%以内の金額については、６ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記６ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長２年間までご利用いただけます（分割返済も可）。
保証人・担保	・(一社)しんきん保証基金が保証致しますので保証人、担保は必要ございません。
保証料	・(一社)しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。
返済試算額の入手方法	・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。
手数料	・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 ・お使いいただく資金については、原則支払先へお振込いただきます。 ・現在のご融資利率につきましては、窓口へお問合わせ下さい。

稚内信用金庫